

更別村農業委員会議事録

令和8年 第2回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和8年2月13日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和8年2月13日（13時25分開会、14時05分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀨田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	高 橋 英 樹

(4) 議事録署名委員

8番 家常委員 9番 田中委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 主任 西村 悠佑
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地所有適格法人の設立届出について
- 報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について
- 報告第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）
- 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地

利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第4号 農用地の利用関係の調整について
議案第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

- ① 令和9年度農業政策と予算に関する要望の取りまとめについて
- ② 令和8年第3回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。連日ご苦勞様です。若干早いですが皆さんお揃いですので、ただ今から令和8年第2回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さん昨日の研修に引き続き定例会という事で、お疲れ様でございます。

10日に三役の研修会がありまして、4日で3回農業委員会の仕事をしているという事で、特に代理、ご苦勞様です。

それでは、本日は報告事項4件、議案5件となっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。8番 家常委員、9番 田中委員、それぞれよろしくお願ひ致します。

5. 議件の審議状況

- (1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。1月定例総会の議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりで、政策支援加入要件不該当届出書の1番から3番については、経営継承に伴い、保険料の国からの補助が受けられる政策支援加入の区分について、経営主と家族経営協定を締結した直系卑属の後継者としての今までの区分から、認定農業者かつ青色申告者である経営主としての区分に変更したものです。4番については、同じく経営継承に伴い、経営主と家族経営協定を締結した直系卑属の後継者から、保険料の金額が国の補助1万円と自己負担1万円の計2万円で固定される政策支援加入ではなく、保険料を上限6万7千円まで増額できる通常加入へ変更したものです。

続いて給付関係です。内容は議案のとおりで、老齢年金裁定請求書（新制度）については、受給希望の年齢到達により年金受給の手続きを行ったものです。農業を営む者でなくなったことの届については、9番目は農地中間管理機構を介した第三者への経営継承、10番、11番、13番、14番については後継者への経営継承、12番、15番については、政策支援加入の履歴があり、特例付加年金の受給権があるため、経営継承の手続きを行ったものです。

【議長】 ただ今説明がありました。ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地所有適格法人の設立届出について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地所有適格法人の設立届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地所有適格法人の設立届出について説明致します。
こちらは任期替え後、新たに出てきた案件となりますので、別紙の資料（議件説明用）をご覧ください。

「1. 報告第2号 農地所有適格法人」、農地法第2条第3講に掲げる要件を満たした農事組合法人、株式会社（公開会社でないものに限る）、合名会社、合資会社、合同会社で、農地を買う、借りることができる法人を指

します。

要件を記載すると長くなりますので省略していますが、年1回の定期報告の際に説明しております、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件があります。

議案をご覧ください。この法人を新たに設立した旨の届出があったことから報告するものです。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料1頁から4頁に届出書の写しと定款を付けております。

この法人については、後ほどの議案で農地法3条の許可申請が出てきます。

2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料5頁から8頁に届出書の写しと定款を付けております。

この法人についても、後ほどの議案で農地法3条の許可申請が出てきます。

【議長】 ただ今報告がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいですか？
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地転用許可後の工事完了報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地転用許可後の工事完了報告について説明致します。
農地法第4条の規定により許可した農地転用につきまして、工事完了報告書が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料9頁になりますが、工事完了報告書の写を付けております。10頁は利用計画図になります。

現地確認につきましては担当委員をお願いしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた高橋英樹委員より報告お願い致します。

【高橋英樹委員】 2月5日現地にて、住宅が計画通り完成していることを確認しました。

【議長】 ただいま報告がありましたが、この件につきまして何かご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 無ければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）

【議長】 それでは次へ進みます。報告第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整について、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整、結果報告について説明致します。

1月定例総会以降の農用地利用調整委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借7件の利用調整を行っております。

1件目、内容は議案のとおりです。

2件目、内容は議案のとおりです。

3件目、内容は議案のとおりです。

4件目、内容は議案のとおりです。

5件目、内容は議案のとおりです。

6件目、内容は議案のとおりです。

7件目、内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、1件目から3件目までについて、利用調整委員長を務められました本多委員より報告お願い致します。

【本多委員】 1月20日定例総会終了後に、利用調整委員会を私と瀬田川委員、細川委

員、田中委員で行いました。書類による利用調整と委任状提出による利用調整ということで、特に問題なく、無事に成立しました。

【議長】 次に、4件目から7件目までについて、利用調整委員長を務められました高橋英樹委員より報告お願い致します。

【高橋英樹委員】 1月28日に利用調整委員会を、私と早坂委員、細川委員、本多委員で行いまして、特に問題なく無事に成立しましたので報告します。内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件について何かご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 無ければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(5) 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

本件は、今回貸付している農地のうち一部の賃貸借の期限がきたところで、所有者が固定資産税の軽減制度を希望されたため、他の賃貸借について一旦解約し、改めてすべての農地を新たに農業公社を通して10年間貸付する手続きを行うためのものです。

1件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第18条第1項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の6ヵ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第18条第1項第2号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

なお、本件は後ほどの議案で農用地の利用関係の調整があります。

続いて2件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第 18 条第 1 項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の 6 ヶ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

なお、本件も後ほどの議案で農用地の利用関係の調整があります。

なお、細川委員につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

(細川委員退室)

【議 長】 合意解約の説明がありました。それでは、まず 1 件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。

(質疑等無)

【議 長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは確認するものと致します。

(細川委員入室)

【議 長】 続いて 2 件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。

(質疑等無)

【議 長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは確認するものと致します。

(6) 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

【議 長】 それでは次に進みます。議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明を致します。使用貸借 2 件、賃貸借 1 件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。このうち 2 件目については、所有している

すべての農地を相手方に処分するものですので、図面の添付を省略させていただきます。

1 件目、内容は議案のとおりです。

経営継承後に山林を開墾したところと財務事務所から取得した畑を現在の経営主に使用貸借するものです。

議案資料をお願い致します。11 頁が図面になります。12 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、13 頁左側の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有の状況並びに農作業に従事する者の状況」、ここからずっといきまして、15 頁の「法令の遵守の状況等」。ここまでをご確認いただきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分について、現状の機械力、労働力、これらで全ての農地について効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

議案に戻って 2 件目、内容は議案のとおりです。

報告第 2 号の 2 件目の新設法人への使用貸借です。

議案資料をご覧ください。16 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 3 件目、内容は議案のとおりです。

報告第 2 号の 1 件目の新設法人への貸借です。

議案資料をご覧ください。22 頁から 23 頁は図面です。報告第 4 号の 4 件目から 6 件目で利用調整した分を除いた畑を新設の法人に貸借するものです。24 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

なお、法人の代表者が現在耕作する農地の新設法人への貸し付けについては、贈与税の納税猶予の対象地が含まれているため、別途手続きをとる必要があります、来月の総会で手続きする予定です。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは 1 件目について、現地確認いただきました、田中委員より報告をお願い致します。

【田中委員】 降雪前にも確認しておりましたが、改めて 2 月 9 日に赴き、航空写真とも照らし合わせながら、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 続いて2件目について、現地確認いただきました、早坂委員より報告お願い致します。

【早坂委員】 2月12日ですね、道路が除雪されていなく、トラクターで排土板を付けて除雪しながら現地へ赴き、航空写真とも照らしながら、畑として活用されていることを確認してきました。

【議長】 続いて3件目について、現地確認いただきました、細川委員より報告お願い致します。

【細川委員】 2月11日に現地へ赴きまして、航空写真とも照らし合わせながら、畑として活用されていることを確認いたしました。

【議長】 これを踏まえてこれから審議に入っていただく訳ですが、しばし議案の資料の方に目を通していただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか？目を通していただけたでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは1件目について、ご意見ご質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。
続いて2件目について、ご意見ご質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。
続いて3件目について、ご意見ご質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(7) 議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

【議長】 それでは、次に進みます。議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明致します。

中間管理法に基づき農地中間管理機構に対して下記の利用権設定等 11 件の農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の 1 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 1 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 2 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 1 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 3 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 2 件目及び 3 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 4 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 2 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 5 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 3 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 6 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 4 件目から 6 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 7 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 4 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 8 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 5 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 9 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 6 件目で報告し

た件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 10 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 7 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 11 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 7 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

以上、促進計画に登載するためのものであり、中間管理法第 18 条第 5 項で規定する各要件であります基本方針及び事業規程への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議 長】 ただ今説明がありました。まず、賃貸借 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

続いて、賃貸借 2 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

続いて、賃貸借 3 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

続いて、賃貸借 4 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借5件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借6件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借7件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借8件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借9件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 10 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 11 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。

(8) 議案第 4 号 農用地の利用関係の調整について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 4 号、農用地の利用関係の調整について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 4 号、農用地の利用関係の調整について説明致します。農地中間管理事業規定第 8 条の規定に基づき申出があった農用地について、利用関係の調整を行ってよろしいか審議をお願いいたします。

1 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 29 頁から 31 頁に図面を付けております。

2 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 32 頁に図面を付けております。

3 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 33 頁から 34 頁に図面を付けております。

4 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料 35 頁から 37 頁に図面を付けております。

なお、2件目は、従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

また、1件目は関係者全員の委任状が提出されております。

【議長】 ただ今説明がありました。この件につきまして利用調整を行ってもよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 それでは、利用調整をするものと致します。併せて、2件目は従前と変わりが無いので、書類利用調整という形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 それでは、利用調整委員を選ばせていただきます。1件目については関係者全員の委任状が提出されているということで、2件目とあわせて利用調整を行うことにします。1件目と2件目の委員は、高橋秀範委員、田中委員、高橋英樹委員、家常委員をお願いします。

1件目と2件目の利用調整委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 次に、3件目と4件目の利用調整委員ですが、瀬田川委員、早坂委員、井上委員、藤澤委員をお願いします。

※利用調整の日程調整

【議長】 それでは3件目と4件目の利用調整委員会を2月25日水曜日 13時30分からということで、利用調整委員の方よろしくお願い致します。

(9) 議案第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 それでは次へ進みます。議案第5号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第5号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。

売買1件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料38頁から39頁に申出地の図面を付けて

おります。

【議 長】 ただ今説明があったとおり、売買1件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、あっせんをするものと致します。
あっせん委員を選ばせていただきます。
あっせん委員ですが、先ほどの利用調整委員会の3件目と4件目と同じ方で、瀬田川委員、早坂委員、井上委員、藤澤委員。よろしくお願ひ致します。

※あっせんの日程調整

【議 長】 それではあっせん委員会を、2月25日水曜日の利用調整委員会の終了後、予定では14時50分からということで、それぞれあっせん委員の方よろしくお願ひ致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 令和9年度農業政策と予算に関する要望の取りまとめについて

【議 長】 それではその他に移ります。1番目、令和9年度農業政策と予算に関する要望の取りまとめについて、説明お願ひ致します。

※資料40頁から58頁について、事務局より説明。要望等があれば2月18日までに連絡を依頼。

(2) 令和8年 第3回農業委員会定例総会について

※第3回定例総会は、3月9日（月）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会 長】 以上で終わりたいと思います。連日本当にお疲れ様です。